










1-25 農林水産課

要 望 書

令和6年11月28日

八重瀬町中小企業・小規模企業振興推進協議会

	町長	副町長	総務部長	主管課長	課長補佐	係長	係
一応・供覧							

令和6年11月28日

八重瀬町長 新垣 安弘 殿

八重瀬町中小企業・小規模企業振興推進協議会

会長 竹 富久

八重瀬町政に対する要望書

昨今、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、人出も多くなり、町内景気動向調査において、売上高が増加していますが、同時に、仕入原価も増加しており、物価高騰の影響が多く出ている現状であります。

また、深刻化する人材不足に伴い、廃業や休業を迫られる事業者も今後、増加することが予想されます。

数々の支援事業は沖縄県でも見受けられるため、対応できる余地はありますが、町政として今後の商工に関する計画等について下記の通り、要望いたします。

記

1. 八重瀬町商工会は、創業指導を昨年、99件行っているが、いざ起業するとなると、ほとんどが市街化調整区域で立地ができない。または、空き店舗がない状況である。令和4年3月に制定された八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例を活用し、商工業に関わる緩和ができないか問います。

※八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例第5条（町の責務）

2. 多くの町民、事業者にも本条例を周知するためにパンフレット等の作成を行いたいが、予算措置は可能か問います。

※条例第11条（町民の理解と協力）

3. 町内中小企業・小規模事業者が行う創造的なイベントを開催する際に、八重瀬町行政財産使用許可を緩和することは可能か問います。（施設利用時間外の使用など）

※条例第4条（基本的施策）5項

4. 南城市を参考にした町民が町内で働ける取り組みができないか問う。

（求人情報を掲示できる掲示板を町民ホール等に設置するなど）

※八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例第5条（町の責務）

事務局：町農林水産課 新垣

TEL098-998-4624

以上

別添（都市整備課）

(1) 「八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例」を活用し、都市計画法に基づく開発許可申請における審査基準を、緩和することはできません。

参考ではありますが、以下に各都市計画法に係る用途等に関し整理いたします。

(※開発許可権者は沖縄県になっておりますので、最終的な判断は沖縄県に確認する必要があります。)

市街化区域内　：　各用途地域等（地区計画が定められている場合は、地区計画）の用途に
（東風平地域）　適合するものであれば、立地は可能となっております。

市街化調整区域　：　原則として開発行為を含む建築物の建築が抑制されている区域となっております。
（東風平地域）　　ます。

しかし、例外として、一定面積以下など諸条件はありますが、立地基準に適合する用途であれば、立地することは可能となっております。（別紙参照）

都市計画区域外　：　都市計画法に基づく開発許可申請については、開発行為予定敷地が 10,000 m²
（具志頭地域）　　以下の場合には開発許可申請対象外となります。

(2) 可能性のある一手法として、本町において、都市計画法に基づく、市街化調整区域における地区計画の提案・申出制度を策定中ですが、当該制度及びマニュアル等の策定後に、内容に関して説明することは可能です。

(3) 当該照会箇所は、市街化調整区域となっており、法令等により許認可の必要がある場合は、それぞれの定めに従い、申請者の責任において所定の手続きを行う必要があります。

参考 一部抜粋

都市計画法に基づく

開発許可制度に関する運用基準

平成29年5月1日

沖縄県土木建築部建築指導課

第3節 市街化調整区域の許可基準(法第34条)

市街化調整区域における開発行為は、法第33条の技術基準のほかに法第34条各号のいずれかに適合するものでなければ、許可は与えられません。

開発区域が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域と市街化調整区域とにわたる場合については、その開発行為の規模にかかわらず、開発区域全体が許可を要します。また、開発区域が市街化調整区域と都市計画区域及び準都市計画区域外の区域とにわたる場合については、市街化調整区域にかかる部分についてはその規模にかかわらず許可の対象となります。

なお、第二種特定工作物は、その性格上直接市街化の要因となるものではなく、また、スプロール現象を惹起^{じやっ}するおそれもないので、法第34条の規定は適用されません。

(1) 周辺居住者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理業を営む店舗等(第1号)

市街化調整区域といえども、その周辺居住者の利用に供する公益上必要な建築物やそこに居住する者の日常生活に必要な施設については許可できるとされています。したがって、周辺地区以外の者を対象とする施設、著しく規模の大きい施設については認められません。

① 周辺居住者が利用する公益上必要な建築物

主として周辺居住者が利用する保育所(認可外保育所は否に該当)、幼稚園、小学校や、主として周辺の居住者が利用する診療所、助産所、通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は厚生保護事業法第2条第1項に規定する厚生保護事業の用に供する施設等です。

② 日常生活に必要な物品の販売、加工、修理業その他の業務を営む店舗等

具体的な規模については、原則として敷地面積が800㎡以内、建物床面積は200㎡以内(自動車修理工場の場合は敷地面積が1,000㎡以内、建物床面積は250㎡)であることとし、テナント方式にはしないことが条件です。

(具体例)

日常生活に必要な物品の小売業又は修理業、ガソリンスタンド、農林漁業団体事務所、農機具修理施設、農林漁家生活改善施設、はり・きゅう・あんま業、自動車修理工場等(詳細については別表1(附1)を参照してください。)

(別表1)

法第34条第1号該当表（規模要件：敷地面積 800 m²以内、床面積の合計 200 m²以内）

大分類 I 卸売業、小売業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
56 各種商品 小売業	561 百貨店，総合スーパー	5611 百貨店，総合スーパー	衣食住にわたる各種商品の販売。常時50人以上の従業員使用。	百貨店・デパートメントストア、総合スーパー	×
	569 その他の各種商品小売業	5699 その他の各種商品小売業	衣食住にわたる各種商品の販売。常時50人未満の従業員使用。	百貨店・デパートメントストア、ミニスーパー、よろず屋	○
57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業	5711 呉服・服地小売業	主として呉服及び服地を小売する事業所。	呉服、和服、反物、帯、服地、小ぎれ、裏地	○
		5712 寝具小売業	主として寝具類を小売する事業所。	ふとん、毛布、ふとん地、敷布、敷帳、ふとん綿、褥、ナントガウン、まくら、マットレス、パジャマ	○
	572 男子服小売業	5721 男子服小売業	主として既製・注文を問わず男子服、学生服、オーバーコートなどの男子服を小売する事業所。	注文服（成服店持ちのもの）、テーラーショップ、学生服、オーバーコート、シノンコート、ジャンパー、作業服、ズボン	○
	573 婦人・子供服小売業	5731 婦人服小売業	主として既製・注文を問わず婦人服を小売する事業所。	婦人服、婦人服仕立業、婦人用事務服、洋裁店、シノンコート、毛皮コート、ブティック（婦人服）	○
		5732 子供服小売業	主として既製・注文を問わず子供服を小売する事業所。	子供服、子供服仕立業、ベビー服	○
	574 靴・履物小売業	5741 靴小売業	主として各種の靴類を小売する事業所。靴の小売と修理を兼ねて行う事業所も本分類に含まれる。	靴、ゴム靴、合成皮革靴、プラスチック成形靴、布製靴、地下足袋、靴付用品、注文靴、靴ひも、靴裏	○
5742 履物小売業		主としてげた、草履、スリッパなどを小売する事	履物、げた、草履、スリッパ、サンダル	○	

	(靴を除く)	業所。			
579 その他の織物・衣服・身の回り品 小売業	5791 かばん・袋物 小売業	主としてかばん及びハンドバッグ、鞄入れ、名刺入れなどの袋物を小売する事業所。	かばん、トランク、ハンドバッグ、袋物	○	
	5792 下着類小売業	主として下着類を小売する事業所。	絹整着、下着、Tシャツ	○	
	5793 洋品雑貨・小間物小売業	主として洋品雑貨及び小間物を小売する事業所。	洋品店、装身具（貴金属製を除く）、化粧道具、シャツ、ワイシャツ、圍子、ネクタイ、ハンカチーフ、ふろしき、手ぬぐい、タオル、足袋、靴下、扇子・うちわ、紋章、ベルト、バックル、裁縫用品	○	
	5799 包は分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	主として傘、ステッキなど他に分類されない衣服及び身の回り品を小売する事業所。	洋傘、和傘、ステッキ、白衣	○	
58 飲食品 小売業	581 各種食料品 小売業	5811 各種食料品小売業	主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所。	各種食料品店、食料雑貨店	○
	582 野菜・果実 小売業	5821 野菜小売業	主として野菜を小売する事業所。	野菜、八百屋	○
		5822 果実小売業	主として果実を小売する事業所。	果実、果物屋	○
	583 食肉小売業	5831 食肉小売業 (卵、鳥肉を除く)	主として食肉及び肉製品を小売する事業所。	肉屋、獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージ	○
		5832 卵・鳥肉小売業	主として卵及び鳥肉を小売する事業所。	卵、鳥肉	○
	584 鮮魚小売業	5841 鮮魚小売業	主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所。	魚屋、鮮魚、貝類、かき、しほ、食餌かえる、冷凍魚、海産（生のもの）	○
	585 酒小売業	5851 酒小売業	主として酒を小売する事業所。	酒屋	○
586	5861	主として各種の菓子類。	洋菓子、和菓子、干菓子。	○	

菓子・パン 小売業	菓子小売業 (製造小売)	あめ類を製造してその場 所で小売する事業所。	だ菓子、せんべい、あめ、 ケーキ、まんじゅう、もち、	
	5862 菓子小売業 (製造小売で ないもの)	主として各種の菓子類、 あめ類を小売する事業所 (製造小売を除く)。	焼いも屋、甘ぐり、アイス クリーム・アイスクャンデ ー、ドーナッツ	○
	5863 パン小売業 (製造小売)	主として食パン、コッペ パン、菓子パンなど各種 のパン類を製造してその 場所で小売する事業所。	パン	○
	5864 パン小売業 (製造小売で ないもの)	主として食パン、コッペ パン、菓子パンなど各種 のパン類を小売する事業 所(製造小売を除く)。		○
589 その他の飲 食料品小売 業	5891 コンビニエンス ストア	主として飲食良品を中心 とした各種最寄り品を小 売する事業所。	コンビニエンスストア	○
	5892 牛乳小売業	主として牛乳を小売する 事業所。	牛乳、牛乳スタンド	○
	5893 飲料小売業	主として酒類及び牛乳以 外の各種の飲料を小売す る事業所。	清涼飲料、果汁飲料、ミネ ラルウォーター、乳酸菌飲料、 茶類飲料	○
	5894 茶類小売業	主として各種の茶(緑茶、 紅茶など)及び類似品(ココ ア、コーヒーなど)を 小売する事業所。	茶、こぶ茶、コーヒー、コ コア、豆茶、麦茶、紅茶	○
	5895 料理品小売業	主として各種の料理品(手 詰炒め、惣菜など)を小 売する事業所。	惣菜、折詰、揚物、駅弁、 調理パン(サンドイッチ、 ハンバーガーなど)他から仕 入れたもの又は作り置き のもの、おにぎり、すし(他 から仕入れたもの又は作り 置きのもの)、煮豆、持ち帰 り弁当屋(他から仕入れた もの又は作り置きのもの)、 どろり小売業(他から仕入 れたもの又は作り置きのもの)	○
	5896 米穀類小売業	主として米麦、雑穀及び 豆類を小売する事業所。	米麦、雑穀、豆類	○
	5897	主として豆腐、こんにゃ	豆腐、こんにゃく、納豆、	○

		豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	く、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所。	つくだ煮、漬物、たい味そ、ちくわ、おでん料理	
		5898 乾物小売業	主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所。	乾物、干魚、干びょう、麩、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しのり、くん製品、海藻（乾燥したもの）	○
		5899 他に分類されない飲食料点小売業	主として他に分類されない飲食良品を小売する事業所。	氷、乾めん類、インスタントラーメン、缶詰、乳製品（ヨーグルト、バター、チーズなど）、調味料（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど）	○
59 機械器具 小売業	591 自動車小売業	5911 自動車（新車）小売業	主として自動車（新車）を小売する事業所。	自動車（新車）	×
		5912 中古自動車小売業	主として中古自動車を小売する事業所。	中古自動車	×
		5913 自動車部分品・附属品小売業	主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所。	自動車部分品・附属品、自動車タイヤ、カーアクセナリ、カーエアロン、カーステレオ	×
		5914 二輪自動車小売業	主として二輪自動車（原動機付自転車を含む）及びその部分品、附属品を小売する事業所。	二輪自動車、スクーター、原動機付自転車、二輪自動車部分品・附属品	○
592 自転車小売業	5921 自転車小売業	主として自転車及びその部分品、附属品を小売する事業所。	自転車、リヤカー、自転車・同部分品・附属品、自転車タンク・チューブ、自転車	○	
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	5931 電気機械器具小売業（自動車を除く）	主としてテレビジョン受信機、ラジオ受信機、電気冷蔵庫、電熱器、電気アイロン、電球など各種の家庭用電気機械器具及びその部分品を小売する事業所。	電気機械器具、テレビジョン受信機、電気洗濯機、電気ストーブ、電気アイロン、電気冷蔵庫、電気掃除機、電球、電気音響機器具（ステレオ、MDコンポなど）、扇風機、電気洗濯機器具、電気井戸ポンプ、CDプレン	○	

				ーヤ、DVDレコーダ、ビデオカメラ、録音・録画ディスク（記録されていないもの）、電話機、電気毛布、ホットカーペット、デジタルカメラ、携帯電話	
		5932 電気事務機械器具小売業 《中古品を除く》	主としてパーソナルコンピュータ、プリンターなど各種の電気事務機械器具及びその部分品・附属品を小売する事業所。	パーソナルコンピュータ、データ保存用CD・DVD（記録されていないもの）、パソコンソフト（ゲーム用ソフトを除く）	○
		5939 その他の機械器具小売業	主としてその他の機械器具を小売する事業所。	ガス器具、ミシン・縫機、同部分品、石油ストーブ、湿度計器、タイプライター、金庫、浄水器	○
60 その他の小売業	601 家具・建具・畳・花巻	6011 家具小売業	主として各種の家庭用家具を小売する事業所。	家具、洋家具、和家具、いす、机、椅子、ベッド、ついで、ひょうぶ、浴槽、額縁、本箱、鏡台、じゅうたん、カーテン	×
		6012 建具小売業	主としてふすま、障子、その他の建具を小売する事業所。	建具、木製建具、金属製建具、建具屋	×
		6013 畳小売業	主として畳、ござ、花むしろ類を小売する事業所。	畳、ござ、花むしろ	×
		6014 宗教用具小売業	主として各種の宗教用具を小売する事業所。	仏具、神具	×
	602 じゅう器小売業	6021 金物小売業	主として家庭用その他各種の金物雑貨などを小売する事業所。	金物店、刃物、そり刃、くぎ、ほうろう鉄器、鉄器、アルミニウム製品、鋳物、漆器	○
		6022 荒物小売業	主としてほうき、ざる、日用雑貨（荒物を主とするもの）、ろうそくなどあるいはこれらのものを合わせ小売する事業所。	荒物屋、日用雑貨（荒物を主とするもの）、ほうき、ざる、はし、ふるい、たわし、竹かご、バスケット、竹籠、わら製品、縄、しゅろ細工、ろうそく、マッチ、行傘、ポリバケツ、ガムテープ・付連ひも、農薬用ビ	○

			ニールシート	
	6023 陶磁器・ガラス器小売業	主として各種の陶磁器及びガラス器を小売する事業所。	瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器、食器（陶磁器製、ガラス製のもの）、花器（陶磁器製、ガラス製のもの）	○
	6029 他に分類されないじゅう器小売業	主として他に分類されないじゅう器を小売する事業所。	漆器、茶道具、花器（陶磁器製、ガラス製のものを除く）、プラスチック製食器、草道具、貴金属製食器	×
603 医薬品・化粧品小売業	6031 ドラッグストア	主として健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品を小売する事業所。	ドラッグストア	○
	6032 医薬品小売業 （調剤薬局を除く）	主として一般用医薬品及び医療用品を小売する事業所。	薬局（一般用医薬品の小売を主とするもの）、薬師、漢方薬、生薬、薬種	○
	6033 調剤薬局	主として医師の処方せんに基づき「調剤薬局」を調剤し、販売又は授けする事業所。	薬局（調剤を主とするもの）、調剤薬局、ファーマシー（調剤を主とするもの）	○
	6034 化粧品小売業	主として化粧品を小売する事業所。	化粧品、香水、香露、おしろい、整髪料、石けん（化粧、洗顔、薬用のもの）、歯磨、シャンプー、生髪染	○
604 農耕用品小売業	6041 農業用機械器具小売業	主として農業用機械器具を小売する事業所。	農業用機械器具、すき・くわ・かま、鳥獣害防除器具、産用器具、養蚕用機器、耕うん機、ハンダトラクタ、コンバイン	○
	6042 苗・種子小売業	主として苗及び種子を小売する事業所をいう。	種苗、苗木、種子	○
	6043 肥料・飼料小売業	主として肥料、農薬及び飼料を小売する事業所をいう。	肥料（化学肥料、有機質肥料、複合肥料など）、農薬、農薬、試薬用上	○
605 燃料小売業	6051 ガソリンスタ	計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車用	ガソリンスタンド、給油所、液化石油ガス（LPG）ス	○

	スタンド	の他の燃料用ガソリン、 軽油及び液化石油ガス（L P G）を小売する事業所。	スタンド	
	6052 燃料小売業 （ガソリンス タンドを除 く）	主として灯油、プロパン ガス、石炭、まきなどの 燃料を小売する事業所。	薪炭、練炭、豆炭、石炭、 プロパンガス、灯油	○
606 書籍・文房 具小売業	6061 書籍・雑誌小 売業（古本を 除く）	主として書籍及び雑誌を 小売する事業所。	書店、洋書取次店、楽譜	○
	6062 古本小売業	主として古書籍、古雑誌 などの古本を小売する事 業所。	古本屋、古書籍、古雑誌	◎
	6063 新聞小売業	主として新聞を小売する 事業所。	新聞販売店、新聞取次店	○
	6064 紙・文房具小 売業	主として紙、紙製品及び 文房具を小売する事業所。	洋紙、版紙、和紙、ふすま 紙、障子紙、帳簿類、ノー ト、万年筆、鉛筆、ペン、 インキ、すずり、罫、尺笺、 製図用具、そろばん、手工 刷紙、絵画用品（水彩絵具、 毛筆、パレット、画架など）	○
607 スポーツ用 品・がん具 ・娯楽用品 ・楽器小売 業	6071 スポーツ用品 小売業	主として各種のスポーツ 用品を小売する事業所。	運動具、スポーツ用品、ゴ ルフ用品、釣具、狩猟用具、 スポーツ用靴（スキー靴、 スケート靴、登山靴、スパ イクシューズなど）、運動衣 （野球用ユニホーム、剣道 着、柔道着など）、ジェット スキー、サーフボード、登 山用品（登山ザック、登山 用テントなど）	○
	6072 がん具・娯楽 用品小売業	主としてがん具及び娯楽 用品を小売する事業所。	おもちゃ屋、人形、模型が ん具、教育がん具、折り紙、 娯楽用品（玩具、呼称、マ ージャン、トランプ、花札、 かるたなど）、テレビゲーム 機、ゲーム用ソフト	○

	6073 楽器小売業	主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所。	洋楽器、ピアノ、和楽器、三味線、レコード・ミュージックテーブル、コンパクトディスク（音楽用のもの）	○
608 写真機・時計・眼鏡小売業	6081 写真機・写真材料小売業	主として写真機及び写真材料を小売する事業所。	写真機、撮影機、映写機、写真感光材料、写真フィルム	○
	6082 時計・眼鏡・光学機械小売業	主として時計、眼鏡及び光学器械並びに附属品を小売する事業所。	時計屋、眼鏡、コンタクトレンズ、双眼鏡、望遠鏡	○
609 他に分類されない小売業	6092 たばこ・喫煙具専門小売業	専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所。	たばこ・喫煙具専門	○
	6093 花・植木小売業	主として花及び植木を小売する事業所。	花屋、切花、フローリスト、植木、盆栽	○
	6094 建築材料小売業	主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所。	木材、セメント、板ガラス、ブロック、プラスチック建材	×
	6095 ジュエリー製金小売業	主として金・銀の工製品及び宝石類を小売する事業所。	宝石、金製品、銀製品、白金製品、装身具（貴金属製のもの）	×
	6096 ペット用品小売業	主として犬、猫、小鳥、熱帯魚などのペット及びペットフード、ペット用品を小売する事業所。	ペットショップ、愛がん用動物、観賞用魚、ペットフード	×
	6097 骨とう品小売業	主として骨とう品を小売する事業所。	骨とう品	×
	6098 雑貨品小売業（骨とう品を除く）	主として古物の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない日用品を小売する事業所。	中古衣服、古道具、中古家具、古道具、古楽器、古写真機、古運動用品、古靴、古レコード、中古CD、中古バイクショップ（中古電気製品小売業、中古車を除く）	×
	6099 他に分類されないその他の	主として他に分類されないその他の貨物を小売する事業所。	美術品（骨とう品を除く）、名刺、封筒、印判、封筒、封筒、封筒、封筒	×

		小売業		しざお、碑石・墓石、石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）、宝篋（宝器を含む）、古切手、郵便品（記念切手額、同収集品）、古銭、教育用磁気テープ、石けん（化粧、洗顔、薬用以外のもの）、絵画、金・銀・白金地金、録音テープ（記録済みのもの）
--	--	-----	--	---

大分類 J 金融業、保険業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
62 銀行業	622 銀行（中央銀行を除く）	6221 普通銀行	主として預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等の業務を行う事業所をいう。ただし、信託銀行、その他の銀行を除く。	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟の地方銀行	○
		6222 郵便貯金銀行	郵政民営化法等により銀行業を行う事業所	ゆうちょ銀行	○
		6223 信託銀行	主として信託業務を行う銀行の事業所。	信託銀行	×
64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	641 貸金業	6411 消費者向け貸金業	主として消費者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業所。	消費者向け無担保貸金業者、消費者向け有担保貸金業者	×
		6412 事業者向け貸金業	主として事業者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業所。	事業者向け貸金業者、手形割引業者、日賦貸金業者	×

大分類 K 不動産業、物品賃貸業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
70 物品賃貸業	709 その他の物品賃貸業	7092 音楽・映像記録物賃貸業	主としてコンパクトディスク、ビデオテープなどの音楽・映像記録物を賃	レンタルビデオ、レコーダ賃貸、ミュージックテープ・CD賃貸	○

		貸する事業所、		
	7093 貸衣しょう業	主として冠婚葬祭用、パーティー用などの衣しょうを賃貸する事業所、	貸衣しょう（映画・演劇用を除く）、レンタルブティック	×
	7099 他に分類されない物品賃貸業	他に分類されない物品を賃貸する事業所、	貸テレビ、貸本屋、貸楽器、貸美術品、貸ふとん、貸種火、貸花壇、貸ピアノ、天候・福祉用具賃貸	×

大 分 類 L 学術研究、専門・技術サービス業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	741 獣医業	7411 獣医業	獣医学上の内科的、外科的、歯科的服务を提供する事業所、	獣医、家畜診療所、動物病院、ペットクリニック	○
		748 写真業	7481 写真業（商業写真業を除く）	主として画像撮影、フィルム現像、焼付、手帳を行う事業所及びフィルム複写を行う事業所、	写真撮影、写真館、街頭写真
	7482 商業写真業	主として広告、出版及びその他の業務的使用者のための写真業を行う事業所、	商業写真、宣伝写真、出版写真、広告写真、芸術写真	×	

大 分 類 M 宿泊業、飲食サービス業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
75 飲食店	76 食堂、レストラン（専門料理店を除く）	7611 食堂、レストラン（専門料理店を除く）	主として主食となる各種の料理品をその場で飲食させる事業所、	食堂、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めん屋、ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの）	○
		762 専門料理店	7621 日本料理店	主として特定の日本料理（そば、うどん、すしを除く）をその場で飲食させる事業所、	てんぷら料理、うなぎ料理、川魚料理、精進料理、壽司屋、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめん屋、沖縄料理、とんかつ料理、郷土料理、かに料理、牛丼、ちぎんこ

			鍋、しゃぶしゃぶ、すき焼き、焼石料理、割烹料理	
7622 炒亭		主として日本料理を提供し、客に遊覧飲食させる事業所をいう。	炒亭、符合	×
7623 中華料理店		主として中華料理をその場所で飲食させる事業所。	中華料理、上海料理、北京料理、云々料理、四川料理、台湾料理、餃子、ちゃんぽん	○
7624 ラーメン店		主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所をいう。	ラーメン、中華そば	○
7625 焼肉店		主として焼肉（自ら網で焼くもの）をその場所で飲食させる事業所。	焼肉	○
7629 その他の専門料理店		主として他に分類されない特定の種類の料理をその場所で飲食させる事業所。	西洋料理、フランス料理、イタリア料理、スバゲテネ、朝鮮料理、印度料理、カレー料理、エスニック料理、無国籍料理	○
763 そば・うどん店	7631 そば・うどん店	主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所。	そば、うどん、きしめん、ほうとう	○
764 すし店	7641 すし店	主としてすしをその場所で飲食させる事業所。	すし	○
765 酒場、ビヤホール	7651 酒場、ビヤホール	主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所	大衆酒場、居酒屋、焼鳥、おでん、もつ焼、ダノニンダバー、ビヤホール	×
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ	主として洋酒や料理などを提供し、客に遊覧飲食させる事業所。	バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ	×
767 喫茶店	7671 喫茶店	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や軽易な食事などをその場所で飲食させる事業所。	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、新聞店、カフェ	○
769 その他の飲食店	7691 ハンバーガー店	主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所。	ハンバーガー店	○
	7692	主としてお好み焼、焼き	お好み焼、焼きそば、たこ	○

		お好み焼き・焼きそば・たこ焼店	そば、たこ焼をその場所で飲食させる事業所。	焼、もんじゃ焼	
		7699 他に分類されないその他の飲食店	主として大福、今川焼、ところ天、社粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所。	大福、今川焼、ところ天、氷水、甘酒、社粉、ごぼろ焼、アイスクリーム、サンドイッチ専門店、フライドチキン、ドーナツ、マライプレン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）	○

大 分 類 N 生活関連サービス業、娯楽業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	7811 普通洗濯業	衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原形のまま洗浄する事業所。	洗濯、クリーニング、ランドリー、クリーニング工場	○
		7812 洗濯物取次業	洗濯物の受取り及び運搬を行う事業所	洗濯物取次所、クリーニング取次所	○
		7813 リネンサプライ業	繊維製品を使用させるために貸出し、その使用後回収して洗浄し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所。	リネンサプライ、貸おむつ、貸おしぼり、貸ぞうきん、貸モップ	×
	782 理容業	7821 理容業	主として頭髪のおり込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業所。	美容師、理髪店、パーパー、床屋	○
	783 美容業	7831 美容業	主としてパーマ、フェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業所。	美容室、美容院、ビューティサロン	○
784 一般公衆浴場業	7841 一般公衆浴場業	日常生活の用に供するため、公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所。	銭湯	○	
785 その他の公衆浴場業	7851 その他の公衆浴場業	薬浴、美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所。	温泉浴場、癒し風呂、サウナ風呂、スハ、鉱泉浴場、健康ランド、スーパー銭湯	×	

789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7891 洗濯・染物業	個人注文によって、衣服などを分解し、洗濯、湯のし、染抜などを行う事業所及び衣類、織物などの染色を行う事業所。	洗張、振物、湯のし、染抜、染物屋、京染屋、丸染屋、染直し、色揚、染物取次	×	
	7892 エステティック業	手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体系を整えるなどの指導又は施術を行う事業所。	エステティックサロン、美顔術、美容脱毛	×	
	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場など主として個人に対して身の周りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業所。	コインシャワー、寝具消毒・乾燥、コインランドリー、マニキュア、ヘディキュア、ネイルサロン、ソープランド	×	
79 その他の生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業	7931 衣服裁縫修理業	主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所。	衣服裁縫（材料個人持ちのもの）、衣服修理、更生仕立直し、裏返し、和・洋装裁縫（材料個人持ちのもの）	○
	794 物品預り業	7941 物品預り業	一時的に物を預かる事業所。	手荷物預り、荷物一時預り、自転車預り、コインロッカー	○
	795 火葬・墓地管理業	7951 火葬業	主として死体の火葬を業務とする事業所。	火葬、火葬場	×
		7952 墓地管理業	墓地の管理を行う事業所。	墓地管理、霊園管理事務所、納骨堂	×
	796 冠婚葬祭業	7961 葬儀業	主として死体運葬準備、葬儀執行を業務とする事業所。	葬儀、斎場、葬儀会館	×
		7962 結婚式場業	主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所。	結婚式場	×
		7963 冠婚葬祭互助会	婚礼のための施設・サービスの提供及び葬儀執行の業務を一体として行う事業所。	冠婚葬祭互助会	×
	799	7991	家庭消費用として原料調	小麦粉貸加工、菓子貸加工。	○

他に分類されない生活関連サービス業	食品賃加工業	人持ちの粉及び穀類などを賃加工する事業所。	精米賃加工	
	7992 結婚相談業、 結婚式場紹介業	主として結婚相手の紹介、婚礼のための相談などを行う事業所及び婚礼のための施設の紹介、あっせんを行う事業所。	結婚相談所（営利的なもの）、 結婚紹介業、結婚式場紹介	×
	7993 写真現像・焼付業	主としてフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所。	写真現像、焼付、写真修整、 D P E 取次	○
	7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業	主として他に分類されない個人サービスを提供する事業所。	易断所、観相、観光案内（ガイド）、靴磨き、ヘア美容室、犬猫霊園管理事務所、 運転代行、チケット取替買、宝くじ売さばき 認可外保育所（保育所担当部局との協議が行われ特に問題がないもの）、三線打返	×

大 分 類 0 教育、学習支援業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
82 その他の教育、学習支援業	820 学習塾	8201 学習塾	小学生、中学生、高校生などを対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所。	学習塾（各種学校でないもの）、進学塾（各種学校でないもの）、予備校（各種学校でないもの）	○
		821 音楽教授業	主として音楽に関する技能・技術を教授する事業所。	ピアノ教授所、バイオリン教授所、エレクトーン教授所、ギター教授所、尺八線教授所、琴教授所、尺八教授所、音楽教授所、歌謡教授所、カラオケ教室、長唄指導所	○
	822 書道教授業	主として書道を教授する事業所。	書道教授所、書道教室	○	
	823 生花・茶道教授業	主として生花・茶道を教授する事業所。	生花教授所、茶道教授所、茶道教授所	○	

		8244 そろばん教授業	主としてそろばんを教授する事業所。	そろばん教授所、そろばん塾（各種学校でないもの）	○
		8245 外国語会話教授業	主として外国語会話を教授する事業所。	英会話教授所、英会話教室（各種学校でないもの）、外国語会話教室（各種学校でないもの）	○
		8216 スポーツ・健康教授業	スポーツ技能、健康、美容などの増進のため、指導者が柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授することを主たる目的とする事業所。	スポーツ・健康教授所、スイミングスクール、ヨガ教室、気功術教授所、テニス教室、バレーボール教室、エアロビクス教室、リズム教室、体操教室、ゴルフスクール、柔道場（教授しているもの）、剣道場（教授しているもの）、サーフィン教室、ダイビングスクール	○
		8219 その他の教養・技能教授業	他に分類されない教養、技能、技術などを教授する事業所をいう。	囲碁教室、軽音楽教室、着物着付け教室、料理教室、美術教室、工芸教室（彫金、陶芸など）、教養講座、舞踊教授所（日本舞踊、タップダンス、フラダンスなど）、ダンス教室、ジャズダンス教室、フラワーデザイン教室、カルチャー教室（総合的なもの）、家庭教師、パソコン教室	○

大 分 類 P 医療、福祉

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
83 医療業	835 療術業	8351 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所。	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復	○

大 分 類 Q 複合サービス事業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
86 郵便局	861 郵便局	8611 郵便局	郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便事業会社及び市町村等からの委託を受けることなどにより、複合的に各種サービスを提供する事業所。	郵便局株式会社	○
87 協同組合	871 農林水産業協同組合	8711 農業協同組合	信用事業又は共済事業と併せて、経営指導事業、購買事業、更生事業等を複合的に行う事業所。	農業協同組合（各種事業を行うもの）	○
		8712 漁業協同組合	#	漁業協同組合（各種事業を行うもの）	○
		8713 水産加工業協同組合	#	水産加工業協同組合（各種事業を行うもの）	○
		8714 森林組合	#	森林組合（各種事業を行うもの）	○
	872 事業協同組合	8721 事業協同組合	#	織物協同組合（各種事業を行うもの）、ネット工業協同組合（各種事業を行うもの）、青果物商業協同組合（各種事業を行うもの）	○

大 分 類 R サービス業（他に分類されないもの）

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	法第34条第1号該当
89 自動車整備業	891 自動車整備業 （自動車整備業の用に供する建築物については、敷地面積1,000㎡）	8911 自動車一般整備業	自動車の整備修理を総合的に行う事業所。	自動車整備、自動車修理、オートバネ整備修理	○
		8919 その他の自動車整備業	主として自動車の気体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの車検、自動車の潤滑などを行う事業所。	自動車電装品整備、自動車タイヤ修理、自動車タンク整備、自動車車体整備、自動車車体修理、自動車蓄電池修理、自動車ブレーキ修理、自動車交換（自動車修	○

	以下、床面積の合計250㎡以下まで認めるものとする。)			理のためのもの)、自動車再塗装、自動車洗車	
				自動車エンジン再生	×
90 機械等修理業	901 機械修理業 (電気機械器具を除く)	9011 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)	一般機械の修理を行う事業所。	農機具(農業用トラクタ修理、ガーデントラクタなど)	○
				機械修理、内燃機関修理、航空機整備、ミシン修理、光学機械修理、写真機修理、フォークリフト整備	×
		9012 建設・鉱山機械整備業	建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所。	建設用トラクタ整備、牽引機械整備、建設用クレーン整備、整地機械整備、基礎工事用機械整備、鉱山機械整備	×
	902 電気機械器具修理業	9021 電気機械器具修理業	電気機械器具の修理を行う事業所。	ラジオ修理、テレビ修理、電機冷蔵庫修理、変圧器修理	○
	903 表具業	9031 表具業	ふすま、びょうぶ、巻物、かぶなどの襦袢又は紙はりを行う事業所。	表具、表装、巻物、びょうぶ装、ふすま装、襦袢装	×
	909 その他の修理業	9091 家具修理業	家具の修理を行う事業所。	家具修理、いす修理	×
		9092 時計修理業	時計(電機時計を含む)の修理を行う事業所。	時計修理、電機時計修理	○
		9093 履物修理業	履物の修理を行う事業所。	靴修理、草履修理、ゴム靴修理、ズック靴修理、げた修理	○
		9094 かじ業	主として注文で手工鍛造、その他のかじ業を行う事業所。	手工鍛造、かじ、農業用器具修理(手工鍛造によるもの)	○
		9099 他に分類されない修理業	他に分類されないその他の修理を行う事業所。	金物修理、楽器修理、ピアノ調律・修正、オルガン調律・修正、三味線修理、三味線・太鼓張替、くろ・馬具修理、かばん・袋物修理、洋傘修理、装身具修理、のこぎり目立、研ぎ屋、はさみ・包丁研ぎ業、たる・お	×

				け修理、ゴム製品修理（自動車タイヤ、ゴム靴の修理を除く）、メタリコン修理、眼鏡修理、計量器修理、量 裏返し
--	--	--	--	--

- (注) 1. 本表以外の業種でも、通達及び行政実例等により運用する場合があります。
2. 分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改訂 総務省)による。